委託契約書(案)

- 1 契約業務名 永平寺キャンパス 保安警備業務委託
- 2 契約金額 年額金 円 (うち取引に係る消費税および地方消費税の額金 円)

月額 金 円 (うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円)

ただし、この契約締結後、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に変更された場合は、頭書契約金額に相当額を加算した額を契約金額とする変更契約をすることとする。

- 3 契約期間 平成31年4月1日 から平成32年3月31日
- 4 履行場所 吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1
- 5 契約保証金 金 円
 - ※ 契約保証金は、契約金額(年額)の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
 - ※ 契約事務取扱細則第38条第1項に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学(以下「甲」という。)と、「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(以下

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1 公立大学法人 福井県立大学 理事長 林 雅則 (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別紙仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを 履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もし くは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託 し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場 合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

- 第6条 乙は、毎月の委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に 提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。
- 2 甲は委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務 の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

- 第7条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、1か月ごとに委託料の支払いを請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日の翌月の25日委託料を支払うものとする。ただし、25日が土曜日、日曜日および祝祭日の場合はその翌営業日とする。
- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する 法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を 遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第8条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
 - (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
 - (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
 - (5) 契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

- 第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。
- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたとき は、損害賠償の責めを負う。
- 2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、 当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(著作権等権利の処理)

- 第12条 乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を 侵害してはならない。
- 2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。
- 3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害 賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

- 第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。
- 2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

- 第14条 乙は、委託業務の実施において、「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。
- 2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

- 第15条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例(平成14年条例第6号)」の適用を受ける。
- 2 乙は、個人情報の取扱に関し、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進 方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所 を第1審の管轄裁判所とする。

(改元への対応)

第19条 この契約における改元後の日付については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。

一般共通仕様書

1 節 一般事項

 1. 1 共通仕様書の 適用範囲 特記以外は、この共通仕様書による。

1. 2 設計図書

設計図書とは、図面および仕様書をいう。

1. 3 監督員

監督員とは、契約書に規定する監督職員をいう。

 4 疑義に対する 協議 設計図書に明記のない場合または疑いを生じた場合は監督員と 協議する。

- 1.5 協議の結果の 処置
- a 必要に応じて契約の変更が行われる。
- b 契約の変更に至らぬ事項は3.3項による。
- 6 官公署その他
 への手続き
- a 管理業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、受 託者の費用および責任において、速やかに行う。
- b 甲の責務による官公署その他への手続を要するときは、関係書類を作成し、監督員に提出する。
- 7 別契約の 関係業務

別契約による関係業務については、監督員の指示により、関係者 と協力し、円滑に業務を遂行する。

2 節 業務管理

2.1 作業責任者

作業責任者とは、契約書に規定する業務責任者をいう。ただし、作

業員が一人の場合、その作業員を作業責任者とする。

2.2 安全衛生管理

a 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関連法令等に 従って、これを行う。

別に責任者が定められた場合は、これに協力する。

- b 作業現場において、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
- 2.3 災害および 公害防止
- a 管理業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い、適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
 - (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
 - (2) 公害の防止に努める。
 - (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害 の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。
- 2.4 臨機の処置

災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、 直にその経費を監督員に報告する。

2.5 養生

在来部分などで汚染または損傷の恐れのあるものは適切な方法で 養生する。

2.6 あと片付け

管理業務完了に際しては、作業現場内外のあと片付けおよび清掃を 行う。

2.7 作業員の資格

管理業務のうち、法令および仕様書等で規制のあるものは、有資格 者がその取扱いをしなければならない。

2.8 使用材料

管理業務に使用する材料は新品とし、品質良好のものを使用する。 規格等の指定のあるものは、規格品を使用する。

 9 破損個所の 措置 管理業務により発見した破損または故障箇所は、その機能が維持 きる程の応急処置を施し、直ちに監督員に報告する。 2.10 光熱·水道等 の利用 光熱・水道・休息・道具または資材置場等の利用は作業実施計画 画書(後述)により、監督員の承認を得て無償で使用できる。

- 3 節 実施計画書、記録、その他
- 3. 1 作業実施 計画書

管理作業の実施に先立ち、監督員と十分打合せ、下記の事項につついて作業実施計画書を作成し、提出する。変更する場合は速やかに変更する部分を書面にて監督員に提出する。

- (1) 作業全体の工程表および実施工程表
- (2) 作業現場の明示および作業時間等
- (3)作業員および資格等
- (4) 使用機器および材料
- (5) 測定方法および記録例等
- 3. 2 作業の打合せ

作業の実施に当たり、事前に当該建物管理者と作業内容について 十分打合せをし、執務に支障のないようにする。

- 3.3 作業実施の 記録、報告等
- a 管理業務終了後は、書面に正確に記録し、当該建物管理者また たは監督員へ提出するとともに、細部について報告し、確認を得 る。
 - b 管理業務終了後では容易に点検できない部分および監督員の 指示する箇所は、写真の記録等により監督員の確認を受ける。

永平寺キャンパス 保安警備業務特記仕様書

I 概要

1 名 称 永平寺キャンパス 保安警備業務

2 場 所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

永平寺キャンパス

3 種 目 学内の保安ならびに警備

Ⅱ 保安警備業務仕様

1 共通仕様

特記仕様に記載されていない事項はすべて下記による。

別紙 「一般共通仕様書」

2 特記仕様

この仕様は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、保安警備上特に必要な業務については、甲乙協議のうえ受託金額の範囲内で、業務内容等を変更できるものとする。

(1)業務の内容

- イ 次に掲げるものを基本とし、大学建物およびその敷地ならびにその附属 施設を管理し、盗難、火災等から甲の財産を守ることを業務とする。
 - (ア) 不法侵入、挙動不審者の取締り
 - (イ) 火気始末点検
 - (ウ)各室の錠の受渡し(別紙様式1「福井県立大学各棟各室鍵授受簿」を使用のこと。用紙は乙の負担とする。)および保管(原則として教員研究室以外の鍵を集中的に管理する。)
 - (エ)時間外の大学出入者の確認(別紙様式2「時間外出入者整理簿」を使用のこと。用紙は乙の負担とする。)
 - (オ)時間外における玄関等出入口の開閉(時刻は甲が別途指示する。)
 - (カ) 構内における不法駐車の取締り
 - (キ) 本館棟正面駐車場の管理
 - (ク) 建物内外の巡回点検
 - (ケ) 電話交換業務 (時間外)

- (コ) 防犯カメラモニター監視業務 (警備員室およびエネルギーセンター職 員室内にあるモニター監視)
- ロ 業務の遂行の手段の一として警備を業務とする作業員(以下「警備員」 という。)の行う「巡視」の基本的な事項は次のとおりとする。

(ア)巡視を開始する時刻

口	数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
時	間	9:00	11:00	13:00	16:00	18:00	21:00	24:00	3:00	6:00

(イ)巡視に際し携帯するもの

イ 懐中電灯 ロ 双眼鏡 ハ マスターキー

(ウ) 巡視順路

順路は、甲が別に定めるとおりとする。

(エ)巡視内容

イ 可燃物の処理の確認、未処理可燃物の処理(ゴミ等の始末含む)

- ロ 水道およびプロパンガス元栓の閉塞状態
- ハ 消灯の確認
- ニ 物品等の監視(盗難、破損など)

1:共通講義棟1階の恐竜骨格模型展示物

2:共通講義棟2階の絵画展示物

3:図書館棟ホールの絵画展示物

4:防犯カメラ(東門、西門、第4駐車場)

- ホ 電気器具の始末
- へ 施錠確認 (特に外部出入口)
- ト その他防犯、防災上必要と認められる事項
- チ 恐竜ベンチ(交流センター1階保管)を晴天時に屋外へ移動展示する業 務(年間約80回)

(2)人員等

警備員(保安員)は平日の昼(8:30~17:30)2名以上、平日の夜間(17: 30~8:30)4名以上とし、閉庁日昼(8:30~17:30)は4名以上、夜間 (17:30~8:30)は3名以上の常駐勤務とする。

なお、警備員は心身共に健康な男性とする。

(3)制服

警備員(保安員)はそれぞれ業務に応じた機能的かつ清潔な制服を着用 し、胸にネームをつける。費用は乙の負担とする。

(4) 勤務体制

24時間体制とする(8時30分から翌朝8時30分)

業務開始および終了時には15分程度の引継ぎ時間を設けるものとす る。

(5) 警備業務の引継

警備員(保安員)は、業務開始前に事務局(財務企画課長)から保安警 備業務に必要な次に掲げる簿冊等を引継ぎ、業務を終了したときは、必要 事項を所定の簿冊に記入し引渡しをする。

ア 保安警備日報

イ 各棟各室鍵授受簿

ウ 時間外出入者整理簿 エ 巡回記録簿

(6) その他の事項

警備員(保安員)の行動や対応により、甲が来訪者等から非難等を受け ることのないように注意しなければならない。

一以上一

	福	井県	立っ	大学	各		各 年	鍵		簿 曜)	
財産選長		主任				課	員				

		1	当 出	ì	 却
棟名	室名	時刻	氏 名	時刻	氏 名
	理事長室	:		:	
	経営企画部	:		:	
	教育・学生支援部	•		:	
	交流センター	:		:	
	図書管理室	•		:	
	電話交換室	•		:	
	売店	:		:	
	研究・交流推進課	:		:	
	キャリアセンター	:		:	
		:		:	
		:		:	
		:		:	
		:		:	
		:		:	
		:		:	
		:		:	
		:		:	
	管理・共通講義・情報 経済・生物・看護 マスター	:		:	
	管理・共通講義・情報 経済・生物・看護 マスター	:		:	
	管理・共通講義・情報 経済・生物・看護 マスター	:		:	

財 務 企 画 課 長

時間外出入者整理簿

年 月 日(曜) (時間外出入人数 名)

年 月	日(曜)	(時間外出	入人数 名	1)	
		入室・	鍵貸出		返 却
用務	棟 名	室 名	氏 名	時間	時 間

中央監視制御機器運転業務および自家用電気工作物保安業務特記仕様書

I 概要

1 名 称 永平寺キャンパス中央監視制御機器運転

管理業務および自家用電気工作物保安業務

2 場 所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

3 種 目 中央監視制御機器運転管理業務 一式

自家用電気工作物保安業務 一式

Ⅱ 設備保守管理仕様

1 共通仕様

特記仕様に記載されていない事項はすべて、下記による。

別紙 「一般共通仕様書」

2 特記仕様

この仕様は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、当該業務の遂行上必要な場合には、甲乙協議して受託金額の範囲内で作業内容等を変更できるものとする。

(1)業務内容

- ①永平寺キャンパスにおける電気、空調、給排水、防災等の設備および 装置類の監視、操作、点検、記録などの保守管理業務
- ②電気工作物の工事、維持および運用に関する保安監督ならびに保安の ための巡視、点検および検査業務
- ③設備および装置類の消耗品の取替え、軽微な修理等の業務
- ④その他前各号に付随する業務

(2)作業員の配置等

作業員の勤務は、交替制の常駐勤務(表1)とする。作業員は、表2の基準に従い、必要な人員を確保すること。勤務体制を組むに当たっては、常時、消防庁長官の定める自衛消防業務講習修了者を2名以上含み、かつ、平日の昼間は電気主任技術者(3種以上)1名以上を含むこととする。

現場責任者は、昼間勤務とし、夜間等の時間外については、勤務者の うち1名を責任者代行として勤務させること。 なお、夜間勤務者は防災センター警備員と連絡調整のうえ仮眠する ことが出来る。

表 1

	勤務体制	J	人数
	8時30分~	17時15分	3名以上
平日	17時15分~	2 4 時	2名以上
	0 時 ~	8時30分	2名以上
		17時30分	2名以上
土曜日、日曜日、祝日、	17時30分~		2名以上
年末年始等の休日	0 時 ~	8時30分	2名以上

ただし、作業員の交替時には、15分間程度の引継時間を設けること。

表 2

•		
資格の種類	必要人員	備考
電気主任技術者(第3種以上)	1名以上	平日の昼配置
電気工事士(第2種以上)	2名以上	
危険物取扱者(乙種4類以上)	2名以上	
自衛消防業務講習修了者	4名以上	常時2名以上配置
消防設備士	有資格者の配置が望ましい	
冷凍機械責任者	有資格者の配置が望ましい	

(3) 運転操作の期間および時間

諸設備の運転操作期間および時間等の設定・変更は、甲乙協議して 定める。作業遂行上やむを得ず変更を要するときも同様とする。

(4)業務遂行上の留意事項

乙は、関係法令および甲の定めた電気保安規定等を遵守し、常に善 良なる管理者の注意を払うものとし、特に次の事項に留意すること。

- ①設備の性能の100%発揮をめざし、本施設の衛生的、機能的環境 を向上させる運転、監視、制御を実施すること。
- ②適正な日常点検を実施し、故障を防止して設備の停止時間の皆無を 期すること。
- ③定期点検整備の最適のプログラムを作成し、修繕費の軽減と耐用年数の延長を図ること。

- ④省エネルギーを図り、光熱水費の低減に努めること。
- ⑤業務の記録等を集計・分析して、本施設の付加価値を高めるための 資料を作成すること。
- ⑥業務の合理化を図り、省力化に努めること。

(5) 作業場に備える書類

作業場(主に監視室)には、次の関係書類を備付け、日常および定期点検、調整、修理、官公署の提出書類等の業務に応じられる態勢とする。

- a 甲より貸与する「福井県立大学(永平寺キャンパス)施設各工事完成図」「機械完成図」「機器取扱い説明書」等の関係書類
- b 電気事業法、電気設備技術基準、高圧ガス取締法、労働安全衛生 法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築 基準法等の関係法令
- c 設備機器の保守、点検の方法に関する書類
- d その他業務遂行に必要な書類

(6)貸与物件

業務遂行に必要な貸与物件は、下記のとおりとし、それ以外は乙の 負担とする。

- a 機械室、電気室等の鍵(保管については乙が責任を負う。)
- b 作業員の控室および機械室倉庫の備品の一部
- c 設備内容の詳細書類
- d 甲所有の計測器類
- e 設備附属工具、予備品類
- f 業務実施にあたり甲が必要と認めたもの

(7)制服

作業員は業務に応じた機能的かつ統一した清潔な制服等を着用し、 胸にネームをつけるものとする。費用は乙の負担とする。

一以上一

永平寺キャンパス 水槽清掃業務特記仕様書

I 概要

1 名 称 水槽清掃業務

2 場 所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

永平寺キャンパス

3 種 目

区分	経済学部棟	エネルギーセンター	計
飲料水槽	2 槽	1 槽	3 槽
雑用水槽	_	1 槽 沈砂槽含む	1 槽

Ⅱ 水槽清掃仕様

1 共通仕様

特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。

別紙 「一般共通仕様書」

2 特記仕様

この仕様は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事 項であっても現場の状況に応じ、水槽清掃上特に必要な業務については、甲 乙協議のうえ、受託金額の範囲内で作業内容等を変更できるものとする。

(1) 水槽内訳

各種水槽の設置場所、大きさ等の内訳は、別表1による。

(2)作業周期

関係法令に基づく定期清掃とするほか、下記による。

- ・飲料水槽 1年1回以上・雑用水槽 1年1回以上
- (3)作業内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)および水 道法等の関係法令に基づく清掃、点検および検査とするほか、下記によ る。

- a 飲料水槽、雑用水槽
 - イ 水槽内に付着した水あか等の除去
 - ロ オーバーフロー高さとボールタップの作動良否確認
 - ハ 水槽の漏れ、き裂、発錆等の確認と簡易補修
 - ニ フート弁、チャッキ弁または水中ポンプの清掃およびつまり除去
 - ホ ビル管理法に基づき、エネルギーセンターおよび経済学部棟の飲用水 槽(3ヶ所)の水道水質検査(26項目、6~9月中)1回および標

準水質検査(11項目)1回を行う。

また、エネルギーセンターの雑用水槽(1か所)の水質検査を2回行う。

へ その他、監督員の指示による。

b 注意事項

- イ 清掃、点検のために地下コンクリート水槽内に入る時は、換気等の安 全確保に努め、事故のないようにすること。
- ロ 清掃、点検のため汚れた衣類、器具等で施設内を汚さぬよう、養生等 を十分に行う。

(4) 作業日時

作業の実施日は、土曜日、日祭日を原則とする。

ただし、行政事務、来訪者等に支障がない場合は、甲乙協議のうえ、平日に作業を実施することができる。

(5)記録簿の提出

各水槽の作業前、作業中、作業完了後の状態を撮影し、終了後に報告書とともに提出する。また、作業終了後に、各水槽の点検結果を報告書とともに提出する。

(6) その他 (関係法令)

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律

· 施行令第2条第2項

加加 施行規則第4条

- ·水道法施行規則23条
- ・水質基準に関する省令(平成15年5月30日)厚生労働省令第101号
- 厚生省環境衛生局長通知(昭和53年8月31日環企第27.28.29号)

別表 1 水槽設置場所一覧表

名称	設置場所	材質	容量	数量
経済学部棟飲料水槽				
受水槽	1F機械室	FRP	9 m³	1基
高置水槽	屋上	FRP	4 m ³	1基
エネルギーセンター				
飲料水槽受水槽	1F機械室	FRP	8 0 m³	1基
エネルギーセンター				
雑用水槽受水槽	В1	コンクリート	$378 \mathrm{m}^3$	1槽
(沈砂水槽含む)				

永平寺キャンパス 電話交換業務特記仕様書

1 常駐職員

電話交換取扱者 2名

2 勤務時間

平日 午前8時15分から午後5時30分(うち午前8時15分から午前8時30分、および午後5時15分から午後5時30分までは1人、それ以外の時間(休憩時間は除く)は2人で対応すること)

3 業務内容

- (1) 電話交換
- (2) 別途打ち出しされる市外通話料等の記録の管理
- (3) 学内放送

4 一般的事項

- (1) 本業務に従事する職員は、特に言葉使いに注意し、相手方に対し、不快な感じを与えないよう応対には留意すること。
- (2) 学内外より電話の交換依頼を受けた場合は、迅速正確に処理すること。
- (3) 勤務時間ならびに電気通信事業法第4条に定める秘密の確保を厳守すること。
- (4) 学内放送の依頼を受けた場合は、その内容をメモし、適正に放送すること。
- (5)職員は、業務に応じた機能的かつ統一した清潔な制服等を着用し、胸に ネームをつけるものとする。費用は乙の負担とする。
- (6) 電話交換室内は清潔にし、機器および甲より貸与された備品類は大切に 扱い、絶えず整理整頓をしておくこと。

永平寺キャンパス 交流センター運営等業務特記仕様書

I 概要

- 1 名 称 永平寺キャンパス 交流センター運営等業務
- 2 場 所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

永平寺キャンパス

3 種 目 交流センターの運営および永平寺キャンパス内で行う、公開講座の運 営等

Ⅱ 業務仕様

1 特記仕様

この仕様は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じた必要な業務については、甲乙協議のうえ受託金額の範囲内で、業務内容等を変更できるものとする。

(1)業務の内容

甲担当者の作成する予定表(業務予定日の2週間前までに提出)に従い、下記の業務を行うものとする。会場使用者が会場を使用中は、基本的には別室等で待機することとし、下記(7)の業務に対応できるようにしていれば、他の業務をすることを妨げない。

準備作業

- (1)講堂を含む交流センターの各室および学内の教室等で甲が指定する部屋(以下「会場」という。)の開錠
- (2) 会場の照明、音響、空調等の設備の調整
- (3) 会場における机、イスおよびパソコン等、甲の指定する備品等の配置、調整
- (4) 看板、案内板等の設置
- (5) 公開講座に係る準備業務
- (6) その他準備に関する軽易な作業

随時作業

(7)会場使用中に、甲および会場使用者より、上記準備作業内容の変更、調整等の依頼があった場合には、速やかに依頼に応じた対応をすること。

後片付け(交流センター地域経済研究所長室で行う公開講座の場合は翌日でも可)

- (8)公開講座アンケートの配布と回収(甲担当者の依頼により、準備作業時に行う場合もある。)
- (9) 会場の設備、備品等の後片付け
- (10) 会場の施錠

案内作業

(11) 事前に甲が依頼した場合には、施設の説明等を使用予定者に行うこと。

その他

- (12) 業務終了後の作業報告書の作成
- 2 一般的事項
 - (1) 本業務に従事する職員は、服装、言葉使いに特に注意し、相手方に対し不快な感じを与えないよう応対には特に留意すること。
 - (2) 学内外より電話で質問等を受けた場合は、迅速正確に処理すること。

業務報告書 (交流センター運営等業務)

業務日		平成	年	月	日(曜日)
使用室名 ※使用箇所にOを つけてください。	• 講堂		・多目的オ	¬ ール		・その他(<u>室名</u>	教室等)
空調使用の有無 ※使用の有無にOを つけてください。	有	無	有	無		有	無
使用時間	0:00 ~	0:00	0:00	~ 0:00		0:00	~ 0:00
使用者名							
利用人数							
業務時間 ※複数ある場合は分けて 記入してください。	0:00 ~ 0:00 ~			~ 0:00 ~ 0:00			~ 0:00 ~ 0:00
報告事項							